

「青森県自助・共助による防災の取組の推進に関する条例の骨子案」に関する意見の内容とそれに対する県の考え方

- 意見募集期間：令和7年12月22日（月）～令和8年1月20日（火）
- 提出意見：個人3、法人1

意見 No	提出された意見	県の考え方	対応
【全般的事項】			
1	<p>条例全体の末尾の書き方について…条例のニュアンスを左右するので、かなり重要だと思います。他の基本条例でも書き方は異なります。2タイプあります。</p> <p>1) 「努めなければならない」を各文末に必ずつけるスタイル（本骨子案と同じ）。</p> <p>2) 「努めなければならない」などを、各中項目の「～基本となる事項」の部分のみに書く方法。</p> <p>【自助・共助による防災の取組の推進に関する施策の基本となる事項】の文章に「努めなければならない」を1つ書き、その細目の文末は「県民は、防災に関する～技能を習得すること」として、全部に「努めなければならない」を書かない。</p> <p>●条例なので、強制力が生じるものと思います。事業所には責任を課するかもしれませんが、県民には罰則を科すことはなく、努力義務で、意識づけることが目的なのだと思います。使用する部分を限定した方が良いのではないかと思いました。すべてに「努めなければならない」を書くと、末尾が強調されて気になります。</p> <p><例>「避難所の運営等」では、「1. 必要な措置を講じるように努めなければならない」より、「1. 必要な措置を講じる」は強制的です。「1. 必要な措置を講じるように努める」は弱い？</p> <p>そのため、一番上に1行「～以下のことに努めなければならない。」と書いて、「1. 必要な措置を講じること」などと書いてはどうかと思いました。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>骨子案でお示した書きぶりとお提案の書きぶりにおいて法的効果に変わりはありませんので御理解ください。</p> <p>いただいた御意見については、条例制定後の分かりやすい説明のための参考とさせていただきます。</p>	反映困難
2	<p>1. 自助・共助を柱とする防災の取組を推進することは重要であり、この条例が県民に浸透するような施策が展開されることを期待します。防災士が協力できることもあると思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>御意見の趣旨につきましては条例制定後の効果的な施策検討の参考とさせていただきます。</p>	実施段階検討

意見 No	提出された意見	県の考え方	対応
【標題】			
3	<p>【題名】 この条例名の「自助・共助による防災の～」だけで大丈夫ですか？ 「～自助・共助を主体（中心）とした防災の取組の推進に関する～」, あるいは理念中心であれば, 以前いただいた「（仮称）案」の「青森県自助・共助を基本とした防災条例」や, 単に「青森県防災基本条例」でいいのではないかと思いました。他県のもので, 「本骨子」の条例名はさがせず, 初めてだから斬新ではあります。</p> <p style="text-align: right;">【個人 1】</p>	<p>本条例は自助・共助に特化した条例であり、題名は条例の規定内容を端的に表すものとしております。 いただいた御意見については、条例制定後の分かりやすい説明のための参考とさせていただきます。</p>	反映困難
【目的】			
4	<p>【目的】 1) 自助・共助の定義を文書の中に書き入れた方が良いと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人 1】</p>	御意見の内容は条例本文に記載することとしています。	その他
5	<p>【目的】 2) 末尾の書き方～「寄与すること」→「災害に強い地域社会づくりを実現することである。」 (理由：表現が弱い気がします)</p> <p style="text-align: right;">【個人 1】</p>	<p>災害に強い地域社会づくりは、自助・共助・公助が一体となって機能することにより実現するものです。 本条例は自助・共助に特化した条例であり、自助・共助による防災の取組を推進することで、災害に強い地域づくりに寄与することとなることから、このような規定としております。</p>	反映困難
6	<p>【目的】 3) 県は県民が災害に対する危機意識を持ち, 主体的に, 自分事として防災対策に取り組むように促すことが目的です。 この条例は防災への意識を高く持ってほしいと願って作るのが趣旨なので, 条例作成検討会議で示された調査結果のように, 県民の意識が低いことを是正したいので, 危機意識とか別の表現でも「県民の防災意識を高めたい」「地域防災力を高めたい」ということを目的や基本理念に入れるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人 1】</p>	<p>本条例は、災害から県民等の生命、身体等が保護され、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的としており、そのため、県民等の具体的な責務や行動を規定しているところです。 県民等の防災意識の向上につきましては、施策において実施します。</p>	反映困難

意見 No	提出された意見	県の考え方	対応
7	<p>【目的】 4) 県民の定義はどうしますか？ 他県では帰宅困難者，避難行動要支援者，外国人等を含めています。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>本県に居住する者のほか、通勤・通学する者などを幅広く含めることとしております。 いただいた御意見については、条例制定後の分かりやすい説明のための参考とさせていただきます。</p>	反映困難
8	<p>「責務」の意味は、責任と義務ということであり、そこまで固く縛られるような言葉よりも、「役割」の表現の方が、適切ではないかと思われます。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>本条例は、災害対策基本法第7条第3項に規定する地方公共団体の住民の責務を具体的に規定したものであり、本条例においても、法の規定との整合を図る観点から、「責務」として規定することとしています。</p>	反映困難
【基本理念】			
9	<p>【基本理念】 (1) 「～， 障害の有無， 」 → 「障害等の有無」または「要配慮者」？</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>要配慮者は「障がいの有無」を含む「その他の事情」に含まれております。 いただいた御意見については、条例制定後の分かりやすい説明のための参考とさせていただきます。</p>	記述済み
10	<p>(2) 「県、市町村、県民、事業者、自主防災組織等、防災支援団体等が相互に連携し、及び協力すること」との表現について ☞ 自主防災組織等の「等」には、何が含まれるのか。 ☞ 防災支援団体等とあるが、防災支援団体とは具体的にどのような先を指すのか？ 上記と同様、誰が読んでも理解できるよう、用語の定義が必要ではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>御意見の内容は条例本文に記載することとしています。</p>	その他
11	<p>(2) 「県、市町村、県民、事業者、自主防災組織等、防災支援団体等が相互に連携し、及び協力すること」との表現について ☞ 「及び」は不要では。「連携し協力すること」の方がベター。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>本県の法制執務上のルールに則り規定しておりますので、御理解ください。</p>	反映困難

意見 No	提出された意見	県の考え方	対応
【各主体の責務】			
12	<p>【各主体の責務】 学校はどこに入るのですか？対象外ですか？（当然なので？） 県民？事業者？自主防災組織ではないと思いますが、どこに入りますか？学校は当然やっているから良いというわけではないと思います。 学校における防災教育，管理は子供から家庭，地域を介して広まるのでとても大事ですが，どこに入っているのか，この骨子案ではわかりません。学校は指定避難所になることも多く，防災の拠点です。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>本条例では、学校は事業者に含まれます。 いただいた御意見については、条例制定後の分かりやすい説明のための参考とさせていただきます。</p>	記述済み
13	<p>【各主体の責務】 「責務」との表現は、「責務」を負わされている意味あいを受け取れるため、「役割」の方が、しっくりくる感じがします。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>本条例は、災害対策基本法第7条第3項に規定する地方公共団体の住民の責務を具体的に規定したものであり、本条例においても、法の規定との整合を図る観点から「責務」として規定することとしています。</p>	反映困難
14	<p><県の責務> ○①「～～保護するため、関係機関や他の地方公共団体の協力を得て、本県の地域防災計画などの計画を作成・実施するものとする」との表現について ☞関係機関とは、具体的には、どこを指しているのか？ ☞「地域防災計画など」とあるが、地域防災計画以外に何か作成すべきものがあるのか？ ☞「地域防災計画などの計画を作成・実施するものとする」を、「地域防災計画を作成し、継続的に活動を行うものとする」としてはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関は、国、指定行政機関、指定地方公共機関、指定公共機関、指定地方公共機関を指します。（災害対策基本法第2条第3号から第6号参照。）。 ・水防法第7条第1項及び第6項に規定する都道府県の水防計画等があります（災害対策基本法第41条、同第43条参照。）。 ・県は、地域防災計画などの計画を作成し、当該計画を実施するという趣旨の規定です。 	反映困難

意見 No	提出された意見	県の考え方	対応
15	<p>1. 共助に取り組む自主防災組織が困っている課題のひとつは、避難行動要支援者への支援です。 「自助・共助による防災の取り組みの推進に関する施策」 「(10) 市町村・自主防災組織等による避難行動要支援者への避難支援の円滑な実施の促進に関する施策」が明記されていることは大変意義があるものと思います。 「個別避難計画」を、行政が、民生委員、自主防災組織、ケアマネージャー等福祉関係者と協力して作成し、実効性のあるものとなるよう訓練を通じたPDCAを回していただくことを期待しています。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>御意見の趣旨につきましては条例制定後の効果的な施策検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>実施段階検討</p>
16	<p><市町村の責務> ○①「～～などの計画を作成・実施するものとする」を、「地域防災計画を作成し、継続的に活動を行うものとする」としてはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>市町村は、地域防災計画などの計画を作成し、当該計画を実施するという趣旨の規定です。</p>	<p>反映困難</p>
17	<p><県民の責務> ○「基本理念にのっとり自助・共助による防災の取組の必要性への理解を深め、自助・共助による防災の取組を行うよう努めるとともに、県が行う自助・共助による防災の取組の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない」との表現について</p> <p>☞ 1つの文書に、「自助・共助による防災の取組」が3回使われているほか、「努め」も2回使われていて、読みにくいため、「基本理念にのっとり、自助・共助による防災の取組の必要性への理解を深めるとともに、県や市町村が行う各種施策に積極的に参加し、防災意識を高めていくよう努めなければならない」とした方がベターではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>本県の法制執務上、このように規定せざるを得ないことを御理解ください。 いただいた御意見については、条例制定後の分かりやすい説明のための参考とさせていただきます。</p>	<p>反映困難</p>

意見 No	提出された意見	県の考え方	対応
【避難所の運営等】			
18	<p>○2. 「避難所滞在者は、避難所運営に協力するとともに、円滑な共同生活を送るため、相互協力を努めなければならない」との表現について</p> <p>☞「避難所運営に主体的に取り組むとともに、円滑な～」としてはどうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<p>本規定は全ての避難所滞在者を対象とした規定であり、要配慮者等一定の配慮が必要な方がいらっしゃる中で、全ての滞在者に一律に運営への主体的な取組を求めることは難しいことを踏まえ、避難所の運営に協力することを努力義務としたものです。</p>	反映困難
【その他】			
19	<p>1. 避難行動要支援者への配慮</p> <p>・条例案では「避難行動要支援者への避難支援の円滑な実施」が施策に含まれています。社会福祉協議会や民生委員児童委員等が防災活動や災害時の被災支援を展開する際に、市町村ごとに個人情報の捉え方が異なるため、支援が進まないという事例が災害支援の現場では散見されています。要支援者の名簿整備や情報共有の仕組みを市町村等と連携して整備していく必要性があります。</p> <p style="text-align: right;">【法人】</p>	<p>御意見の趣旨につきましては条例制定後の効果的な施策検討の参考とさせていただきます。</p>	実施段階検討
20	<p>2. 防災教育と福祉教育の連携</p> <p>・近年、社会福祉協議会が展開する福祉教育は防災や災害時支援をテーマにすることが多く、小・中学校への防災学習のほか、高等学校・民生委員児童委員協議会・地域住民等、幅広い世代に展開しています。</p> <p>・災害時福祉的支援の考え方を平時から普及・啓発できるよう「防災に関する知識と技能の習得」に関する施策に対し、福祉分野と連携した研修プログラムの実施を提案します。</p> <p style="text-align: right;">【法人】</p>	<p>御意見の趣旨につきましては条例制定後の効果的な施策検討の参考とさせていただきます。</p>	実施段階検討

意見 No	提出された意見	県の考え方	対応
21	<p>3. 官民共同型の災害福祉支援体制の強化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本条例は防災活動や災害時支援について、公助と自助・共助の連携、自助・共助の取り組み強化が理念に盛り込まれているものと認識しております。 ・社会福祉協議会では、全国的に「災害福祉支援センター」構想を掲げ、災害時における被災者支援や訓練（災害ボランティアセンター）、避難所や在宅等における避難者支援（青森DWA T）、被災者の生活再建に向けた個別支援（災害ケースマネジメント）・防災福祉教育・社会福祉法人連携等を一体的に展開できる体制を各都道府県域で整備していくことを目指しています。 ・青森県社会福祉協議会では、防災活動や災害発生時における社会福祉協議会の役割の重要性を認識し、災害福祉支援センターの設置検討に取り組み、災害発生時に官・民（社協）・民（災害福祉支援を応援する民間企業）・福（社会福祉法人等）連携による被災者支援の体制づくりに取り組むこととしています。 ・本条例の制定を契機に、このような災害支援における民の力を結集する民間の仕組みづくりに対し、財政支援を含めた後方支援が展開できるよう具体的施策の立案に期待します。 <p style="text-align: right;">【法人】</p>	<p>御意見の趣旨につきましては条例制定後の効果的な施策検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>実施段階検討</p>
22	<p>1. 上記（No2、No11）の施策として、災害対策基本法に定める「地区防災計画」の作成についても進めていただきますようお願いいたします。</p> <p>「釈迦に説法」ではありますが、内閣府地区防災計画ガイドブック第7章には、以下のことが書かれています。「地区防災計画の策定や不断の見直し、継続的な活動等を通して、日頃から地区の住民・事業者と要配慮者が顔の見える関係を形成することは、地域の防災力を向上させる効果が期待されます。また、地区防災計画づくりは、要配慮者が迅速に避難できるような体制の整備や、訓練の実施等につながり、災害発生時における個別避難計画の実行性を高めることにもつながります。」</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>御意見の趣旨につきましては条例制定後の効果的な施策検討の参考とさせていただきます。</p>	<p>実施段階検討</p>